

保護者の皆さまへ

福生市教育委員会

特別支援教育就学奨励費について

就学援助費等を受けられる目安となる年間所得額については「就学援助等申請のお知らせ」に記載してありますが、その目安を上回る所得の方でも、特別支援学級（通級指導学級・特別支援教室を除く）に通学する児童・生徒を監護されている保護者の方の経済的負担を軽減するために、必要な経費を援助する「特別支援教育就学奨励費」という制度があります。

「特別支援教育就学奨励費」は特別支援学級（通級指導学級・特別支援教室は除く）に通学しているお子さんが対象です。

また、兄弟姉妹で通常学級に在籍しているお子さんは、特別支援教育就学奨励費は対象となりません。

賃貸住宅に居住している方は、賃貸借契約書等の家賃を証明する書類の添付が必要になります。

※援助を受けられる所得の目安

（家族構成、家賃等、社会保険料及び生命保険料の支払状況により相違があります）

世帯人数	家族構成	年間総所得額
2人	母（35歳）・子（8歳）	約564万円
3人	父（35歳）母（35歳）・子（8歳）	約705万円
4人	父（35歳）母（35歳）・子（8歳）・子（4歳）	約765万円
5人	父（37歳）母（35歳）・子（8歳）・子（4歳）・子（2歳）	約799万円

《問合せ先》福生市教育委員会 教育部学務課 学務・給食係
電話 042-551-1948